

1. 久留米市の障害福祉の現状等について

(1) 久留米市の障害者手帳所持者数等について

① 障害者手帳所持者数の推移（3障害）

（単位：人、％）

障害区分	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R1年度末	R2年度末	差 (R2-H28)	(R2-H28) /H28
身体	12,472	12,399	12,272	12,190	11,956	-516	-4.14%
療育	2,334	2,427	2,545	2,594	2,691	357	15.30%
精神	2,561	2,875	3,054	3,437	3,519	958	37.41%
計	17,367	17,701	17,871	18,221	18,166	799	4.60%

② R2年度障害者手帳所持者年齢構成（3障害）

（単位：人、％）

年 齢	身体障害		知的障害		精神障害		合計	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
0～17歳	230	1.9%	679	25.2%	138	3.9%	1,047	5.8%
18～64歳	2,994	25.0%	1,812	67.3%	2,825	80.3%	7,631	42.0%
65歳以上	8,732	73.0%	200	7.4%	556	15.8%	9,488	52.2%
合計	11,956	100.0%	2,691	100.0%	3,519	100.0%	18,166	100.0%

③ 精神障害者保健福祉手帳所持者数

（単位：人、％）

年度 等級	H28	H29		H30		R1		R2	
	所持者数	所持者数	前年度比	所持者数	前年度比	所持者数	前年度比	所持者数	前年度比
1級	206	205	-0.5%	198	-3.4%	226	14.1%	223	-1.3%
2級	1,762	2,003	13.7%	2,116	5.6%	2,357	11.4%	2,453	4.1%
3級	593	667	12.5%	740	10.9%	854	15.4%	843	-1.3%
合計	2,561	2,875	12.3%	3,054	6.2%	3,437	12.5%	3,519	2.4%

④ 自立支援医療（精神通院医療）所持者数

年度	H28	H29		H30		R1		R2	
	所持者数	所持者数	前年度比	所持者数	前年度比	所持者数	前年度比	所持者数	前年度比
人数	5,646	5,804	2.8%	6,208	7.0%	6,679	7.6%	6,928	3.7%

(2) 障害福祉サービス等の種類

サービス種類		身体	知的	精神	サービス内容	障害区分	対象
訪問系	居宅介護	○	○	○	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	要	児・者
	重度訪問介護	○	○	○	重度の肢体不自由者、知的障害者及び精神障害者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う	要	者
	同行援護	○	—	—	視覚障害により、移動が困難な人に外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援助を行う	要	児・者
	行動援護	—	○	○	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う	不要	児・者
通所系	生活介護	○	○	○	施設や通所において、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行う	要	者
	自立訓練（機能訓練）	○	—	—	身体障害者を対象に、身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事などの訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所などの関係機関との連携調整などの支援を行う	不要	者
	自立訓練（生活訓練）	—	○	○	知的障害者・精神障害者を対象に、食事や家事などの日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所などの関係機関との連携調整などの支援を行う	不要	者
	就労移行支援	○	○	○	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う	不要	者
	就労継続支援A型	○	○	○	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。A型では、雇用契約を結んで就労の場を提供する	不要	者
	就労継続支援B型	○	○	○	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。B型では企業などやA型での就労経験がある人であって、年齢や体力面で雇用が難しい人や、企業やA型利用に結びつかなかった人などを対象とする	不要	者
	就労定着支援	○	○	○	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施する	不要	者
入所・居住系	自立生活援助	○	○	○	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者等を対象に、定期的に居宅を訪問し生活状況の確認及び助言、医療機関等との連携調整を行うとともに、利用者への相談支援を行う	不要	者
	施設入所支援	○	○	○	生活介護または自立訓練、就労移行支援等の対象者に対し、日中活動と合わせて、夜間などにおける入浴、排せつ、食事の介護などを提供する	要	者
	共同生活援助	○	○	○	障害者に対して、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う	不要	者
	宿泊型自立訓練	—	○	○	一定期間、夜間の居住の場を提供し、帰宅後の生活能力等の維持・向上のための訓練を実施します。また、地域移行に向けた関係機関との連絡調整を行います。	不要	者
	短期入所	○	○	○	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行う	要	児・者
	療養介護	○	○	○	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う	要	者

サービス種類		身体	知的	精神	サービス内容	障害区分	対象
相談支援	計画相談支援	○	○	○	障害福祉サービスを利用する全ての障害者を対象に、支給決定又は支給決定の変更前後に、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の利用の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行う	不要	者
	地域移行支援	○	○	○	障害者支援施設等に入所している人又は入院している精神障害者を対象に、地域生活に移行するための相談や住居の確保、サービス提供事業所への同行支援等を行う	不要	者
	地域定着支援	○	○	○	施設や病院から地域生活へ移行した人や家族との同居から一人暮らしに移行した障害者等に対し、障害の特性に起因して生じる緊急の事態等に常時相談や対応を行う	不要	者
障害児通所系	児童発達支援	○	○	○	通所により、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う	不要	児
	放課後等デイサービス	○	○	○	学校授業終了後や休業日に、通所により生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行う	不要	児
	保育所等訪問支援	○	○	○	指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを訪問し、障害児やスタッフに対し、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援を行う	不要	児
障害児相談支援	障害児相談支援	○	○	○	障害児通所の利用に際し、障害児支援利用計画を作成。また、通所支援開始後は、モニタリングを行う等の支援を行う	不要	児

(3) 令和2年度末 久留米市障害福祉サービス等 実利用者数 (3月)

(単位：人、%)

サービス種別		開始年度	2020			
			R02			
			総数	うち精神	精神/総数	
訪問系	1	居宅介護	H18	764	383	50.13%
	2	重度訪問介護	H18	33	1	3.03%
	3	同行援護	H23	64	1	1.56%
	4	行動援護	H18	9	0	0.00%
通所系	5	生活介護	H18	808	106	13.12%
	6	自立訓練（機能訓練）	H18	7	0	0.00%
	7	自立訓練（生活訓練）	H18	47	32	68.09%
	8	就労移行支援	H18	83	50	60.24%
	9	就労継続支援A型	H18	517	323	62.48%
	10	就労継続支援B型	H18	785	483	61.53%
入所・居住系	11	就労定着支援	H30	50	32	64.00%
	12	自立生活援助	H30	2	0	0.00%
	13	施設入所支援	H18	372	35	9.41%
	14	共同生活援助	H18	359	150	41.78%
	15	宿泊型自立訓練	H24	11	11	100.00%
	16	短期入所	H18	110	4	3.64%
相談	17	療養介護	H18	104	0	0.00%
	18	計画相談支援	H18	646	373	57.74%
	19	地域移行支援	H24	1	0	0.00%
	20	地域定着支援	H24	7	7	100.00%
小計				4,779	1,991	41.66%
障害児通所系	21	児童発達支援	H24	196	4	2.04%
	22	放課後等デイサービス	H24	627	49	7.81%
	23	保育所等訪問支援	H24	40	4	10.00%
相談	24	障害児相談支援	H24	168	18	10.71%
小計				1,031	75	7.27%
合計				5,810	2,066	35.56%

※実利用者数：福岡県障がい者計画実施状況調査より（No16, 19～20, 22を除く）

※No16, 19～20, 22：国保連請求より

※No28～29：厚生労働省「障害者相談支援事業の実施状況について」より

※精神：精神障害者手帳＋自立支援医療（精神通院）

(4) 指定障害福祉サービス等の事業所数の推移

		H30年度末	R1年度末	R2年度末	R2-H30
訪問系	居宅介護	59	59	61	2
	重度訪問介護	46	47	49	3
	同行援護	26	28	29	3
	行動援護	3	3	3	0
通所系	生活介護	25	26	29	4
	自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0
	自立訓練（生活訓練）	5	4	4	-1
	就労移行支援	9	7	8	-1
	就労継続支援A型	27	29	32	5
	就労継続支援B型	32	36	40	8
	就労定着支援	4	4	5	1
入所・居住系	自立生活援助	1	1	2	1
	施設入所支援	12	12	12	0
	共同生活援助	30	32	38	8
	宿泊型自立訓練	1	1	1	0
	短期入所	24	22	27	3
	療養介護	1	1	1	0
相談支援	計画相談支援	30	31	35	5
	地域移行支援	18	17	19	1
	地域定着支援	18	17	19	1
障害児通所系	児童発達支援	20	18	22	2
	放課後等デイサービス	33	37	42	9
	保育所等訪問支援	2	3	4	2
障害児相談支援	障害児相談支援	18	22	27	9

久留米市指定のみ（基準該当除く）

(6) 第6期久留米市障害福祉計画・第2期久留米市障害児福祉計画（抄）

第1章 成果目標について

計画期間の取り組みの達成度を評価するため、成果目標を設定します。障害者の自立支援の観点から、地域移行や就労支援といった課題に対応するため、国の指針を参考とし、以下のとおり成果目標を定めます。

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針

- ①協議の場の活性化に向けた取り組みが必要であり、市町村ごとの協議の場の内容に係る以下の事項について、活動指標として設定する。
- ・開催回数、参加者数、協議の場における目標設定および評価の実施回数。

久留米市の目標

- ①-1 保健、医療、福祉関係者による協議の場 設置済
- * 「障害者地域生活支援協議会（地域包括ケアシステム検討部会）」および「精神保健福祉関係機関連絡会議」
- ①-2 障害者地域生活支援協議会（地域包括ケアシステム検討部会）および精神保健福祉関係機関連絡会議
- (1) 開催回数
- * 協議内容によって、年間1～3回開催予定
- (2) 参加数
- * 委嘱する委員数に基づく
 - * 障害者地域生活支援協議会（地域包括ケアシステム検討部会）には当事者又はその家族の参加を求める。
- (3) 目標設定
- * 「障害者地域生活支援協議会（地域包括ケアシステム検討部会）」と「精神保健福祉関係機関連絡会議」が連携し、「地域包括ケアシステム」についての研究、検討を行い、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができる体制づくりについて協議を行うこと
 - * 具体的には、精神科医療機関における入院患者の地域移行等の課題を調査・分析し、住まいの確保や退院後の医療等継続支援、関係者に対する研修の実施など、必要な取り組みを検討し、優先順位をつけて実施する。
- (4) 評価の実施回数
- * 年間1回